秦野市防火・危険物安全協会加入等に関する細則

(昭和50年6月23日施行)

(趣旨)

第1条 この細則は、秦野市防火・危険物安全協会会則(昭和50年会則第1号。以下「会則」という。)第20条の規定により協会に加入又は退会することについて必要な事項を定める。

(平成23・一部改正)

(加入の手続)

第2条 会則第5条の規定により加入しようとする者は、会長に入会届を提出 する。

(平成10·一部改正)

(加入の承認)

第3条 会長は、加入承認をするときは、加入承認通知書を前項の規定による提出した者に通知するとともに、会員名簿に登録する。

(平成10・追加)

(退会)

第4条 会員が退会しようとするときは、そのことを退会届により届け出を会 長に提出する。ただし、会費の未納の場合は、退会するときに納入しなけれ ばならない。

(平成10・一部改正・旧3繰下)

(除名)

- 第5条 会員が次の各号の一にでも該当した場合、理事会の議決または会長が承認 することにより、その会員を除名することができる。
 - (1) 本協会の名誉、信用を傷つけ、または秩序を乱した場合
- (2) 会員が会費の支払を滞納し、催告にも応じない場合
- (3) 本協会の運営を故意に妨害した場合
- 2 前項の除名を行なった場合は、除名決定通知書により当該会員に通知するととも に会員名簿から削除するものとする。

(平成23・追加)

附則

この細則は、平成10年3月27日から施行する。

附則

この細則は、平成23年6月 1日から施行する。 附 則

この細則は、平成25年8月 2日から施行する。

秦野市防火・危険物安全協会表彰に関する細則

(昭和50年6月23日施行)

(趣旨)

第1条 この細則は、秦野市防火・危険物安全協会会則(昭和50年会則第1 号。)第20条の規定により表彰事務の執行等について必要な事項を定める。

(表彰の種別)

(平成 2 3 · 一部改正)

第2条 表彰の種別は、特別優良事業所表彰、優良事業所表彰、優良個人表彰 及び功労表彰(以下「優良事業所表彰等」という。)とする。

(表彰の対象)

- 第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、この細則に定めるところにより会長が表彰する。ただし、優良個人表彰のうち、15年以上の表彰は消防 長と連名で表彰することができる。
 - (1) 特別優良事業所

防火管理又は危険物保安管理体制を確立し、施設全般の維持管理について、既に優良事業所表彰の受賞経歴があり、永年にわたり継続して他の模範であるもの

(2) 優良事業所

防火管理又は危険物保安管理体制を確立し、施設全般の維持管理について、他の模範であるもの

(3) 優良個人表彰

防火管理者又は危険物保安監督者等で、5年、10年、15年以上業務 に従事し、事故防止に優先され、他の模範である者

(4) 功労表彰

ア 協会役員として、その功績が認められる者

イ その他協会の発展に貢献された者

(平成10・全部改正・旧5繰上)

(平成25·一部改正)

(推薦書の申請)

第4条 前条第3号に該当する者については、所属事業所等が表彰者推薦書に より会長に申請しなければならない。

(平成10・追加)

(決定の通知)

第5条 会長は、表彰することを決定したときは、所属事業所等に通知する。

(平成10・追加)

(表彰者選考審査会)

- 第6条 協会に表彰者選考審査会(以下「審査会」という。)を置く。
- 2 審査会は、会長の諮問に応じ、表彰者の選考に関する事項を調査審議する。 (平成10・一部改正・旧2繰下)

(委員)

- 第7条 審査会は、8名以内の委員をもって組織する。
- 2 委員は、会長が指名する。

(平成10・一部改正・旧3繰下)

(委員の任期)

- 第8条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。 (平成10・一部改正・旧4線下)

(庶務)

第9条 審査会の庶務を処理するため、審査会に書記を置く。

(平成10・追加)

(表彰の方法)

- 第10条 表彰は、表彰状、感謝状及び記念品又は金品を贈り行う。
- 2 この細則によって優良個人表彰及び功労者に選考された者が、その表彰前 に死亡したときは、表彰状等はその遺族に贈呈する。

(平成10・一部改正・追加・旧6繰下)

(表彰の時期)

第11条 表彰は、毎年定例総会においてこれを行う。ただし、会長が特に必要と認めたときは、他の創立記念日等において表彰を行うことができる。

(平成10・追加)

(補則)

第12条 その他事務を処理するために必要な事項については、会長の裁量と する。

(平成10・旧7繰下)

附則

この細則は、平成7年7月7日から施行する。

附則

この細則は、平成10年3月27日から施行する。

附則

この細則は、平成23年6月 1日から施行する。

附則

この細則は、平成25年8月 2日から施行する。

附則

この細則は、平成29年7月28日から施行する。

秦野市防火・危険物安全協会の旅費等に関する細則

(昭和50年6月23日施行)

(趣旨)

第1条 この細則は、秦野市防火・危険物安全協会会則(昭和50年会則第1号。以下「協会」という。)第20条の規定により会員、事務局長及び事務局員の旅費等の支給について必要な事項を定める。

(平成23・一部改正、平成26・一部改正)

(旅費の支給)

第2条 会員、事務局長及び事務局員が会務のため出張したときは、旅費を支 給する。

(平成10・全部改正、平成26・一部改正)

(旅費の種類等)

第3条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料並びに日当とする。

(平成 2 6 · 一部改正)

- 2 旅費の計算等は、秦野市職員の旅費に関する条例(昭和30年秦野市条例 第46号)を準用する。
- 3 日当の額は、1日につき2,000円を会員に支給する。

(平成10・全部改正、平成17年一部改正、平成26・全部改正)

(出張命令)

第4条 会務のため出張する場合は、その前日までに、出張命令票により会長 の承認を得なければならない。

(平成10·一部改正)

(勤務命令)

第5条 会長は、必要に応じて事務局員に勤務を命じることができる。ただし、 会務運営上、特に必要なときは、予防課職員に協力させることができる。

(平成 2 6 · 一部改正)

(復命)

第6条 会務により出張が終了したときは、5日以内にその結果を会長に復命 しなければならない。

(平成10·一部改正)

(委任)

第7条 会長は、第4条及び第5条の承認等について、事務局長に委任する。

(平成10・一部改正、平成26・一部改正)

附則

- この細則は、昭和58年4月1日から施行する。 附 則
- この細則は、平成2年9月10日から施行する。 附 則
- この細則は、平成10年3月27日から施行する。 附 則
- この細則は、平成17年3月25日から施行する。 附 則
- この細則は、平成23年6月1日から施行する。 附 則
- この細則は、平成25年8月2日から施行する。 附 則
- この細則は、平成26年4月1日から施行する。

秦野市防火・危険物安全協会弔慰金等に関する細則

(昭和52年4月1日施行)

(趣旨)

第1条 この細則は、秦野市防火・危険物安全協会会則(昭和50年会則第1号。)第20条の規定により弔慰金等の給付について必要な事項を定める。

(平成23·一部改正)

(弔慰金等の給付)

- 第2条 次の区分により、弔慰金等を給付する。
 - (1) 会員が死亡したとき。

10,000円

(2) その他会長が必要と認めるもの 5,000円又は弔電等

(平成10・一部改正)

(平成23·一部改正)

(平成 2 5 · 一部改正)

(連絡方法)

第3条 会員が死亡したときは、理事等を経由して事務局に連絡する。

(平成23·一部改正)

(平成25·一部改正)

附則

この細則は、平成2年9月10日から施行する。

附則

この細則は、平成10年3月27日から施行する。 附 則

この細則は、平成23年6月 1日から施行する。 附 則

この細則は、平成25年8月 2日から施行する。

秦野市防火・危険物安全協会財政調整基金に関する細則

(平成10年3月27日施行)

(趣旨)

第1条 記念事業、寄附事業その他財源の不足を生じたときの財源を積み立てるため、秦野市防火・危険物安全協会財政調整基金(以下「基金」という。) を設置する。

(平成23·一部改正)

(積立て)

- 第2条 毎年度基金として積み立てる額は、次に掲げるところによる。
 - (1) 秦野市防火・危険物安全協会収入支出予算に定める額
 - (2) 秦野市防火・危険物安全協会収入支出決算上生じた剰余金の一部の額 (平成23・一部改正)

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実、かつ、有利 な方法により保管しなければならない。

(処分)

- 第4条 次の各号のいずれかに該当する場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。
 - (1) 経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合に、その不足額をうめるための財源に充てるとき。
 - (2) 記念事業、寄附事業及びその他事業で、費用が多額にのぼり会長が必要と認めるとき。

(委任)

第5条 この細則に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この細則は、平成10年3月27日から施行する。

(経過処置)

この細則の施行前、特別会計に属していた現金は、この基金に属する基金とする。

附則

この細則は、平成23年6月 1日から施行する。

秦野市防火・危険物安全協会講習会受講助成に関する細則 (平成28年12月1日施行)

(趣 旨)

第1条 この細則は、秦野市防火・危険物安全協会会則(昭和50年会則第1号。)第20条の規定により危険物取扱者試験受験準備講習会(以下「講習会」という。)受講に関する助成について必要な事項を定める。

(助 成)

第2条 会員事業所が講習会の受講を本協会に申し込んだとき、受講者1名につき2,000円を助成する。

(申請等)

第3条 助成の申請は、講習会受講助成金交付申請書兼請求書を提出した者に、 前条に定める金額を助成する。なお、受領書に、本協会の細則に定める金額を 助成した旨を記載して事務処理する。

附則

この細則は、平成28年12月1日から施行する。

附則

この細則は、令和3年6月30日から施行する。

附則

この細則は、令和5年10月1日から施行する。